

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令案の概要（改正法関係）

1．背景

本年4月27日に公布された環境影響評価法の一部を改正する法律(平成23年法律第27号。以下「改正法」という。)第1条の施行に伴い、環境影響評価法施行令(平成9年政令第346号)の一部を改正するもの。

2．内容

(1) 対象事業の要件に、交付金の交付を受けて実施される事業を追加(改正法による改正後の環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)第2条第2項第2号口)

地域自主戦略交付金、沖縄振興自主戦略交付金、社会資本整備総合交付金を指定する。

(2) 事業者へ直接意見を述べる市を指定(法第10条第4項)

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、吹田市、神戸市、尼崎市、広島市、北九州市及び福岡市とする。

(3) 免許等を行う者になり得る公法上の法人を指定(法第23条の2)

港湾法第4条第1項の規定による港務局とする。

(4) その他

都市計画に定められる対象事業等に関する所要の改正を行う。

3．今後の予定

公布：平成23年9月下旬

施行：平成24年4月1日(予定)